平成２４年（フ）第１０８１号
京都市右京区西院上今田町26番地22
債務者　中村　　潤
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１０号
京都府京田辺市河原室垣外６番地　25―206
債務者　田端日出子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２９号
京都府宇治市宇治里尻61番地　小桜荘６号、前住所京都府宇治市南陵町１丁目１番地の39
債務者　三宅　秀夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
香川県高松市仏生山町甲774番地３エスポワール21　２階201号室、申立時の住所香川県高松市十川西町789番地２
債務者　柳川　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２６号
香川県高松市香川町浅野348番地87
債務者　久野眞知子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２６号
香川県高松市福岡町１丁目９番７号　コート福岡Ⅰ203号
債務者　角南　正志
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２５号
青森県むつ市昭和町16番39号、前住所秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字田ノ沢117番地４
債務者　伊藤　忠浩
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３５号
秋田県大館市釈迦内字館73番地
債務者　日景トキ子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３８１０号
大阪市淀川区十三元今里２丁目21番19―208号
債務者　浜野　敬輔
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０９号
大阪府門真市下馬伏町２番14号
債務者　関　　優子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５０号
大阪市此花区春日出北１丁目25番21号　徳屋マンション203号
債務者　阿部佳洋子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２０号
大阪府東大阪市寿町３丁目19番34号　オレンジマンションセブン312号、前住所大阪市東成区神路３丁目15番28号
債務者　泉　　広行
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２６号
大阪府茨木市美沢町20番16号　山辺マンション101号
債務者　梶村　和弘
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３６号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目５番18―404号
債務者　秋山ゆめ子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１１号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目26番14号
債務者　清水工業こと　清水　道夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１２号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目26番14号
債務者　清水　浩美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８９号
大阪市住吉区我孫子東１丁目６番４―305号
債務者　作田　勝義
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部